

ノートルダム清心女子大学試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ノートルダム清心女子大学(以下「本学」という。)学則第45条第4項の規定に基づき、本学における試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受験の条件)

第2条 試験(授業科目試験及び卒業論文審査)を受けることのできる者は、履修登録を完了した授業科目を履修している者とする。ただし、当該授業科目への出席が総授業時間の3分の2に満たない者は、単位を認定されない。

2 休学中の者は、試験(授業科目試験及び卒業論文審査)を受けることはできない。

(授業科目試験の方法及び実施時間割)

第3条 授業科目試験は、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験及び作品提出等による。試験の実施に関する事項は、あらかじめ公示する。

2 授業科目試験は、学期末及び学年末に期日を定め定期的に行う「定期試験」と、授業担当者の判断によって随時行う「臨時試験」とに分ける。

3 削除

4 定期試験の時間割は、試験開始1週間前までに、学務部教務係(以下「教務係」という。)が公示する。

(卒業論文審査の方法)

第3条の2 卒業論文審査は、卒業年次以降に、所属学科の定める方法によって行う。

第3条の3 卒業論文は、所属学科の指定した日時までに、所属学科の指定した方法で、提出するものとする。正当な理由なく提出期限に遅れた場合は、受理されない。

(定期試験実施上の注意事項)

第4条 定期試験の試験室では、監督者の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

一 受験する学生は、特別の指示がない限り、試験開始の5分前に所定の教室に入室を完了すること。

二 特に指定された場合は、指定の席で受験すること。指定されていない場合は、監督者の指示に従うこと。

三 受験中は、必ず学生証を机の上に置くこと。万一学生証を忘れたときは、学務部学生係で仮学生証の交付を受けること。

四 試験室では、筆記用具(鉛筆、万年筆、ボールペン又はシャープペンシル、消しゴム)、その他特別の指示のあったもの以外は、机の上に置くことは認めない。

五 試験開始後20分までの遅刻は、入室は認めるが、試験時間の延長は認めない。また、試験開始後30分までは退室を認めない。なお、一旦試験室を出た場合は、原則として再入室できない。

六 答案用紙は、監督者が指定した場所へ提出すること。指定した場所以外へ置いて退出した場合は、無効とする。

七 携帯電話等は、電源を切った上で、カバン等の中にしてしまうこと。時計の代用として使用することも認めない。

2 臨時試験の場合は、前項に準じて行う。

(不正行為)

第4条の2 定期試験及び卒業論文審査で不正行為のあった場合は、その科目及び当該期に履修しているすべての科目の成績評価は0点とする。また、本学学則第54条の規定に基づき、懲戒を行う。

- 2 共謀の不正行為にあつては、依頼者及び被依頼者とも前項に準ずる。
- 3 臨時試験で不正行為のあった場合は、その科目のみ無効とする。ただし、都合により定期試験期間の前後に実施する定期試験と同等の試験は、第1項及び第2項と同様に扱うものとする。

(追試験)

第5条 定期試験を次表に掲げる正当な理由のために受験できなかった者で、追試験を希望する者は、所定の期日内に、次表に掲げる書類等を添付し、教務係で所定の手続きを経て、学務部長の許可を得た上、追試験を受けることができる。

受験できなかった理由	添付すべき証明書等
ア 病気・けが(授業出席扱い制度が適用される病気を除く)	医師の診断書等(受験できない状態明記のもの)
イ 忌引	続柄を証明する書類・会葬御礼状等
ウ 公共交通機関の事故等	事故・遅延証明書等(当該交通機関発行のもの)
エ 災害(地震・台風・水害・火災等)	官公庁等の公的機関が証明するもの等
オ 授業出席扱い制度の適用	授業出席扱い制度適用申請書の写し
カ その他正当と認められる理由	理由を証明する書類・本人の申立書等

- 2 正当な理由により、あらかじめ試験を欠席することが分かっている場合は、前項に準じて、事前に教務係で追試験の手続きをすることができる。
- 3 追試験は、1授業科目につき1回限りとし、受験手数料は徴収しない。

(再試験)

第6条 再試験とは、成績評価で不合格の認定を受けた者が、所定の手続きを経て受験する試験である。

- 2 再試験は原則として実施しない。ただし、次の各号を全て満たす場合に限り実施することがある。
 - 一 当該授業科目への出席が総授業時間数の3分の2を満たしていること。
 - 二 当該授業科目の評価点が30点以上であること。
 - 三 「卒業年次に履修した科目」、「3年次第2期に履修した科目のうち、学科及び課程の時間割の都合により卒業年次までに再履修ができない科目」又は「3年次第1期に履修した科目のうち、隔年開講のため卒業年次に開講予定がない科目」。ただし、食品栄養学科学科科目にあつては制限をしない。
 - 四 卒業に必要な科目又は免許・資格取得に必要な科目であること。
 - 五 第1期及び第2期それぞれ2科目以内であること。ただし、食品栄養学科学科科目にあつては制限をしない。
- 3 再試験は、希望の申し出があつた場合、所定の手続きにしたがつて、所属学科及び当該課程による前項各号に関する確認を経て、学務部長が許可する。

- 4 再試験は、1授業科目につき1回限りとし、2,000円の受験手数料を徴収する。
- 5 再試験による授業科目の成績評価は、最高を60点とする。
- 6 追試験を受けた授業科目が第2項各号を満たす場合の再試験実施については、別途考慮することがある。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年9月22日から施行する。

附 則

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2018年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。